

野洲川斎苑斎場予約システム導入業務 公募型プロポーザル実施要項

1 事業目的

現在の電話予約システムの契約期間の終了と令和5年4月から実施する火葬受入れ時間の変更にあわせて、新たにインターネットを利用した斎場予約システムを導入し、PCやスマートフォンによる火葬や式場利用等の空き状況の閲覧など、斎場利用者へのサービス向上を図ることを目的とする。

2 業務名

野洲川斎苑斎場予約システム導入業務

3 履行場所

滋賀県守山市川田町 2230 番地の 3 (野洲川斎苑)

4 業務内容

別紙 野洲川斎苑斎場予約システム導入業務仕様書のとおり

5 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

6 見積上限価格

金 7,999,200 円 (消費税および地方消費税額を含む。)

※見積上限価格は、斎場予約システム導入費の上限価格であり、斎場予約システム等使用料は含まない。なお、見積書の審査については、斎場予約システム導入費と斎場予約システム等使用料の合計額(審査金額)で審査するものとする。

7 プロポーザル方式採用の具体的な理由および種別

本業務におけるシステム開発は、斎場運営管理業務に精通している必要があるとともに、技術力や企画力、経験等のノウハウが必要となることから、それらを有する者の選定に当たっては価格だけの競争はなじまないため、公募型プロポーザル方式を採用する。

8 スケジュール

- (1) 実施要項発表(提案書提出通知) 令和4年4月5日(火) 午前9時から
- (2) 参加申込書受付期限 4月19日(火) 午後5時まで
- (3) 参加資格審査結果の通知 4月22日(金)

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (4) 提案書提出依頼の通知 | 4月22日(金) |
| (5) プレゼンテーション日程通知 | 4月22日(金) |
| (6) 質問受付開始日 | 4月25日(月) |
| (7) 質問受付期限(参加資格を得た者に限る) | 5月2日(月) 午後5時まで |
| (8) 質問回答 | 5月13日(金) 午後1時から |
| (9) 提案書等の提出 | 6月3日(金) 午後5時まで |
| (10) プレゼンテーションおよび審査員による審査 | 令和4年6月7日(火)以降(予定) |
| (11) 審査結果通知 | プレゼンテーション審査後速やかに通知する。 |

9 参加資格要件および申込方法

別紙募集要項のとおり

10 提案書作成要領

(1) 提案内容

別冊「提案事業者募集要項」8 提案書作成要領および別冊「業務仕様書」に基づき提案すること。

(2) 提案書の様式および部数

以下の様式等について、7部(正本1部、副本6部)を提出すること。

・提案書(提案様式A)

※別紙「募集要項」8-1(1)イに記載している順に作成すること。

・見積書(提案様式B)

・斎場予約システム機能要件書(仕様書別紙3)

(3) 提出方法

持参、郵便(特定記録郵便)または宅配便とする。分割提出は認めない。

※持参による提出の受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送または宅配便による提出は、上記の提出期限までに届いたもののみ受け付ける。なお、いかなる理由においても提出期限後の到着は受け付けない。

(4) 提出期限

令和4年6月3日(金) 午後5時

(5) 提出場所

守山野洲行政事務組合 野洲川斎苑

〒524-0001 滋賀県守山市川田町2230番地の3

11 質疑応答

本プロポーザルに関連して質問のある方は、別紙「質問書」にて、令和4年5月2日(月)午後5時までに提出すること。提出方法は電子メールによるものとする

(提出された場合には、受信確認の連絡をすること)。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は、一括して令和4年5月13日(金)午後1時から守山野洲行政事務組合野洲川斎苑のホームページで公開する。

※HPアドレス：<https://www.yasugawasaien.org>

12 審査等

(1) 審査員構成

プロポーザルの審査は、守山野洲行政事務組合プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領により次の6名の審査員で行う。

- ・ 守山市環境生活部理事
- ・ 野洲市環境経済部長
- ・ 守山市市民協働課長
- ・ 野洲市環境課長
- ・ 守山野洲行政事務組合職員[2人]

(2) 審査項目

- ・ プレゼンテーション審査
 - a) 提案書(提案様式A)
 - b) デモンストレーション
- ・ 書類審査
 - a) 見積書(提案様式B)
 - b) 斎場予約システム機能要件書(仕様書別紙3)

(3) 審査結果の通知

プレゼンテーション審査後速やかに審査結果の通知文を送付する。

13 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山野洲行政事務組合は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された提案書は原本以外の副本は返却する。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山野洲行政事務組合情報公開条例(令和3年条例第1号)に基づき、採択された事業所および採択事業者の提案書等を公開する場合がある。

14 提案書に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

15 留意事項

(1) 接触の禁止

事業者が本件の審査員および関係者に対し、採否に係る働きかけを目的とし、直接または間接的に接触することを禁止する。接触の事実が認められた場合には失格とする。

(2) 提案書の変更

提案書提出期限後に提案書の内容を変更することは認めない。

(3) 虚偽の記載

提案書に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、受注者の決定後に虚偽の記載が発覚した場合はその決定を取り消し、契約を解除することができる。なお、この場合において提案者が被った損害については、守山野洲行政事務組合はその責めを負わない。

(4) 辞退する場合

辞退届（任意様式）を提出すること。

16 問い合わせ先

〒524-0001 滋賀県守山市川田町 2230 番地の3

守山野洲行政事務組合 野洲川齋苑 担当：今江

TEL：077-518-1755

FAX：077-518-1765

e-mail：yasugawasaien@bloom.ocn.ne.jp